

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
登日とあると、  
その日が休日に當る)

一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成元年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

◇ 告示 定期種畜検査の実施(畜産課)

飼料の試験の結果の概要(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

保安林の指定予定(造林課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

廢川敷地の生成(河川課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公告 少年指導委員の委嘱(防犯少年課)

## 告示

鳥取県告示第四百七十八号

家畜改良繁殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成元年五月十五日 午前十時から	鳥取市因安 東部家畜市場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
平成元年五月十五日 午後一時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
平成元年五月十六日 午前十時から	東伯郡赤崎町大字松谷 農林水産省鳥取種畜牧場	"
平成元年五月十六日 午後一時から	東伯郡赤崎町大字松谷 鳥取県畜産試験場	"
平成元年五月十六日 午後四時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
平成元年五月十七日 午前十時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	"
平成元年五月十七日 午後一時から	日野郡日野町高尾 鳥取日野農協和牛振興拠点	"

鳥取県告示第四百七十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成元年三月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成元年四月四日

鳥取県知事 西尾 邑次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	試験結果の概要										
			製造年月	粗たんぱく質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	りん(%)	揮発性水溶性窒素(%)	D C P	T D N	M. E.
境港市 協同組合境港ハイ・ミール	境港市昭和町12-11ハイ・ミール	ハイ・ミール	1.3	67.9	8.7	14.9	3.66	2.58					
山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町37	くみあい標準配合飼料	1.3	18.5	3.7	2.4	11.3	3.45	0.71				
山陰くみあい飼料株式会社	43-1	くみあい標準配合飼料	1.3	19.7	4.3	2.1	12.1	3.80	0.70				
山陰くみあい飼料株式会社	43-17	くみあい配合飼料	1.3	18.6	5.0	2.3	11.1	3.42	0.66				
山陰くみあい飼料株式会社	43-17	くみあい配合飼料	1.3	18.6	5.0	2.3	11.1	3.42	0.66				
山陰くみあい飼料株式会社	43-17	くみあい配合飼料	1.2	18.1	5.0	2.0	4.7	0.98	0.61				
山陰くみあい飼料株式会社	43-17	くみあい配合飼料	1.3	16.2	3.3	3.1	5.2	0.69	0.61				
山陰くみあい飼料株式会社	43-17	くみあい配合飼料	1.3	18.1	2.8	4.4	6.5	0.89	0.63				
山陰くみあい二種混合飼料	中目	くみあい二種混合飼料	1.2	10.0	3.8	1.1	1.7	0.18	0.34				

注 1. 飼料の名称の欄中「團」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対し過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

## 鳥取県告示第四百八十号

智頭町が行う土地改良事業に係る新見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年4月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成元年四月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
智頭町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成元年4月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の二・八〇七の四・字勝田川頭東平八〇八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

## 二 指定の目的

## 公衆の保健

## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として、伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年4月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

出シ、字五反田、字正尺、字福田、字海又、字中ノ谷、字東谷及び字早稻田並びに字福吉町、字西出口、字西大流、字茶屋渡、字藪ノ沖、

字南越殿、字新藏附、字養玄開、字千人破戸、字浅田谷、字東家土町、字東岩倉町、字西岩倉町及び字越中町地内において事業地を変更する。

### 一 施行者の名称

倉吉市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成七年三月三十一日まで

### 四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十八号、昭和五

四年六月鳥取県告示第五百六十七号、昭和五十六年六月鳥取県告示第五百三十九号、昭和五十七年十一月鳥取県告示第千百三十一号、昭和

五十八年十二月鳥取県告示第千百十四号及び昭和六十二年二月鳥取県

告示第百二十九号の事業地に倉吉市円谷町、湊町、米田町字谷口、字

五反田、字海又、字深田及び字西田井、駄経寺町字竹ノ下、字墓ノ前、

字宮ノ前、字下大六、字上大六、字屋敷、字西ノ谷、字下青渕及び字

住吉、湊町字東梅田並びに葵町字印判及び字三本松並びに字北越殿、

字隈ノ澤、字新藏道、字東淀広、字西淀広、字下矢名田、字上矢名田、

字西家士町、字廣瀬町、字鍛冶町一丁目、字鍛冶町二丁目、字龜岩、

字鎧田、字法仙、字町裏、字中長、字玉ノ助、字清水出、字高間田、

字今屋敷、字馬場、字山ノ下、字谷田、字中田、字サコ田及び字四十

二丸を加え、同市見日町、東巣城町、下田中町、米田町二丁目、米田

町、新陽町、駄経寺町二丁目、住吉町、宮川町、荒神町、東町、堺町

一丁目、葵町、仲ノ町、新町三丁目並びに駄経寺町、字上湯原、字築

### 2 使用の部分 変更なし

### 鳥取県告示第四百八十三号

河川区域の変更により、次とのおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成元年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 河川の名称

勝部川水系に係る二級河川勝部川

### 二 廢川敷地が生じた年月日

平成元年四月四日

### 三 廢川敷地の位置

気高郡青谷町大字紙屋字ハン田八六一六地先から同字九〇一二地先ま

### 四 廢川敷地の種類及び数量

で

土報 1' 4411・447平方メーヘ

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

号) 第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成元年4月4日

## 鳥取県公安委員会告示第116号

次の遊技機の型式についてば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十九年法律第二〇一〔一一九〕)第二十条第三項の技術上の規格に適合してゐるに認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国族公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成元年四月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱらんこ遊技機	フリーランクスII	株式会社大一商事
アソーナショナル 遊技機	タックルⅡ	太陽電子株式会社

氏 名	住 所	活 動 区 域
平田 安光	鳥取市栄町104	鳥取駅周辺地区(鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、坂尾 英之
安田 龍馬	鳥取市永美温泉町306	栄町、元町、永美温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
下山 毳子	鳥取市吉方温泉一丁目119	
佐竹 正善	鳥取市南吉方二丁目22-1	
小谷 浩之	鳥取市末広温泉町577	
松井 正子	鳥取市弥生町173-2	
石井 明	鳥取市瓦町69	
山田 武津雄	倉吉市宮川町二丁目1	倉吉市街地区(倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目の区域)
西野 良子	倉吉市明治町二丁目1	

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122

石田 和夫	倉吉市山根523—3	上井地区(倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
永井 定男	米子市明治町230	米子駅前地区(米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び勝生町の区域)
西岡 敏	米子市東町307	
下島 脇夫	米子市末広町241	
笠見 秀雄	米子市朝日町71	朝日町地区(米子市朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
高田 文夫	米子市朝日町1	
田部五十鈴	米子市朝日町30	
大津賀常允	米子市角盤町一丁目5	
下村 静夫	米子市上福原1804—96	皆生地区(米子市皆生及び上福原の区域)
黒瀬 黙	米子市上福原1337	
竹本 默	米子市上福原1495—8	